

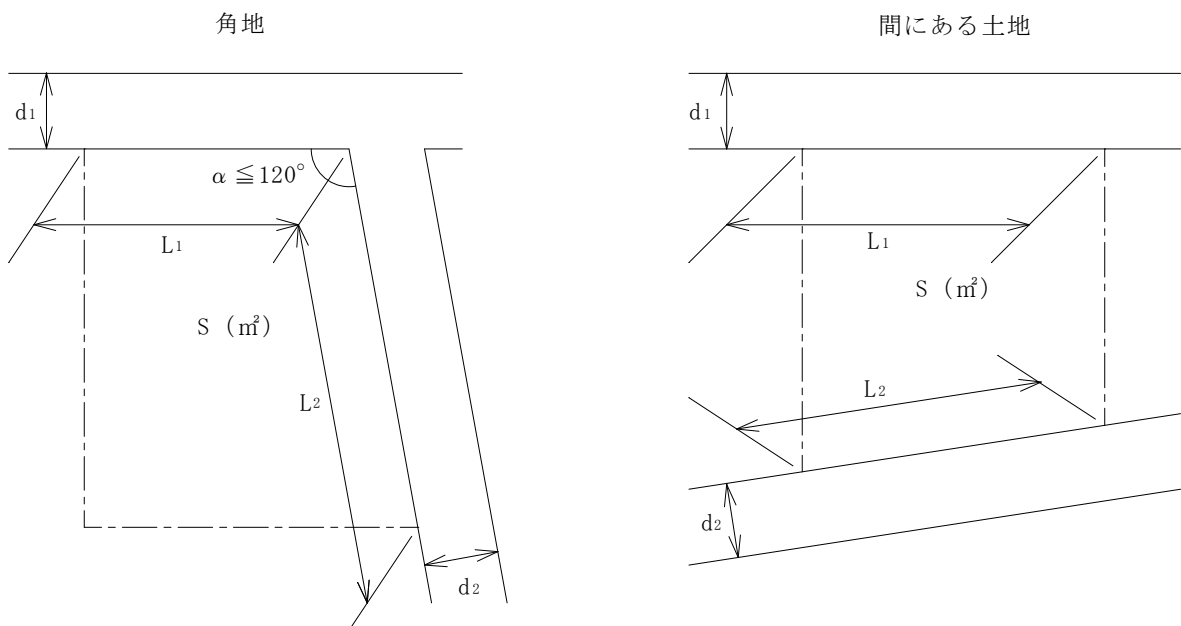
（建ぺい率の緩和）

市細則15条で定める敷地（角地緩和）の条件を下記の表に示す。

敷地面積（㎡）	形状	道路等が接する割合	道路等の幅員の和
S < 500	角地（内角120°以下）	$\frac{L1+L2}{\text{敷地の周長}} \geq 1/3$	—
	間にある土地	$\frac{L1+L2}{\text{敷地の周長}} \geq 1/4$	—
500 ≤ S < 1,000	角地（内角120°以下）	$\frac{L1+L2}{\text{敷地の周長}} \geq 1/3$	d1 + d2 ≥ 10m
	間にある土地	$\frac{L1+L2}{\text{敷地の周長}} \geq 1/3$	d1 + d2 ≥ 10m
1,000 ≤ S	緩和なし		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等とは、公園、広場、川、水路、海、軌道敷その他これらに類するものを含む。 ・道路等の幅員（d1、d2）はそれぞれ4m以上であること。 ・道路等に接する長さ（L1、L2）はそれぞれ4m以上であること。 		

※風致地区内では角地の適用がない。

※地区計画の区域によっては角地の適用がない場合があるので、地区計画の区域内においては、それぞれの区域内での制限を参照すること。



備考

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01
2024.04.01